

## 平成 29 年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：平成 29 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分～  
ところ：あわら市中央公民館 2 階 第 2 会議室

1 開 会

2 委 嘱 式

3 教育長あいさつ

4 委員長及び副委員長の互選

5 委員長あいさつ

6 議 事

（1）公民館並びに公民館運営審議会について

（2）平成 28 年度公民館事業報告について

（3）平成 29 年度公民館事業計画について

7 そ の 他

8 閉 会

## あわら市公民館運営審議会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

| No. | 氏 名           | 区 分    | 所 属          | 備 考      |
|-----|---------------|--------|--------------|----------|
| 1   | うつのみや 宇都宮 高 栄 | 社会教育関係 | あわら市社会教育委員   |          |
| 2   | とみ 田 穀矩男      | 社会教育関係 | あわら市文化協議会    |          |
| 3   | もり 森 本 やす 栄 枝 | 社会教育関係 | 自主クラブ        | パッチワーク教室 |
| 4   | なか 中 島 正 文    | 学校教育関係 | 校長会          | 本荘小学校    |
| 5   | おお 大 畑 香 織    | 学校教育関係 | あわら市P T A連合会 |          |
| 6   | あづま 東 富士子     | 家庭教育関係 | あわら市連合婦人会    |          |
| 7   | さか 酒 井 敏 雄    | 家庭教育関係 | 区長会          |          |
| 8   | たか 高 木 四 郎    | 家庭教育関係 |              |          |
| 9   | た 田 崎 正 實     | 学識経験者  | あわら市社会福祉協議会  |          |

平成29年度 文化学習課職員一覧

|      |       |    |       |             |
|------|-------|----|-------|-------------|
| 課長   | 岡田 晃昌 | 主事 | 藤嶋 一登 | TEL 73-8041 |
| 課長補佐 | 小嶋 佳枝 | 主事 | 松本 明穂 |             |
| 主査   | 松本 智美 | 主事 | 向井 仁勇 |             |
| 臨時職員 | 中嶋 恵子 |    |       |             |

平成29年度 公民館職員一覧

|         |                         |    |       |                            |
|---------|-------------------------|----|-------|----------------------------|
| 中央公民館   | 919-0621 あわら市市姫一丁目9-18  |    |       |                            |
| 館長(臨)   | 道官 吉一                   | 主事 | 辻 貴広  | TEL 73-2000<br>FAX 73-2497 |
| 館長補佐    | 牧野 喜夫                   | 主事 | 佐川 隆紀 |                            |
| 主査      | 板東 裕美                   |    |       |                            |
| 伊井公民館   | 919-0611 あわら市清間12-4     |    |       | TEL・FAX 73-4511            |
| 館長      | 西川 清美                   |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 本道 由希子                  |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 田川 順子                   |    |       | 委託                         |
| 坪江公民館   | 919-0749 あわら市北6-101-1   |    |       | TEL・FAX 74-2096            |
| 館長      | 奥野 隆一                   |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 田畠 紀代美                  |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 中山 文枝                   |    |       | 委託                         |
| 剝岳公民館   | 919-0736 あわら市柄18-10     |    |       | TEL・FAX 74-1849            |
| 館長      | 長谷部 泰司                  |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 渡辺 友季子                  |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 上野 美津子                  |    |       | 委託                         |
| 細呂木公民館  | 919-0805 あわら市滝63-21     |    |       | TEL 73-2151<br>FAX 91-2151 |
| 館長      | 竹内 輔常                   |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 谷本 典子                   |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 吉川 久子                   |    |       | 委託                         |
| 吉崎公民館   | 922-0679 あわら市吉崎8-34     |    |       | TEL・FAX 75-1205            |
| 館長      | 四方 政美                   |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 板谷 和美                   |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 七野 富美子                  |    |       | 委託                         |
| 湯のまち公民館 | 910-4103 あわら市二面32-16    |    |       | TEL 78-6350<br>FAX 78-6354 |
| 館長      | 北嶋 義明                   |    |       | 非常勤                        |
| 主事      | 見澤 淳子                   |    |       | 再任用職員                      |
| 清掃・管理   | シルバー人材センター              |    |       | 委託                         |
| 本荘公民館   | 910-4137 あわら市中番下番入会地1-5 |    |       | TEL 78-5874<br>FAX 78-5873 |
| 館長      | 中嶋 由昭                   |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 江川 敬子                   |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃・管理   | シルバー人材センター              |    |       | 委託                         |
| 北潟公民館   | 910-4272 あわら市北潟150-1    |    |       | TEL 79-1100<br>FAX 79-1113 |
| 館長      | 辻 邦雄                    |    |       | 非常勤                        |
| 事務員     | 木村 真澄                   |    |       | 臨時職員                       |
| 清掃管理人   | 竹島 裕美                   |    |       | 委託                         |

## 社会教育法【抜粋】

### 第五章 公民館

#### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### (公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

#### (公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除 [昭和四二年八月法律一二〇号]

#### (公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

#### (公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

#### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に關し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に關しては、第三十九条の規定を準用する。

## ○あわら市公民館条例

平成16年3月1日

条例第126号

改正 平成21年3月26日条例第11号

平成23年9月26日条例第11号

平成25年3月28日条例第14号

平成26年9月29日条例第22号

平成27年7月1日条例第13号

### (設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

### (名称及び位置) —

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称          | 位置               |
|-------------|------------------|
| あわら市中央公民館   | あわら市市姫一丁目9番18号   |
| あわら市伊井公民館   | あわら市清間12字4番地     |
| あわら市坪江公民館   | あわら市北6字101番地1    |
| あわら市剣岳公民館   | あわら市門18字10番地     |
| あわら市細呂木公民館  | あわら市滝63字21番地     |
| あわら市吉崎公民館   | あわら市吉崎8字34番地     |
| あわら市湯のまち公民館 | あわら市二面32字16番地    |
| あわら市本荘公民館   | あわら市中番下番入会地1字5番地 |
| あわら市北潟公民館   | あわら市北潟150字1番地    |

### (職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

### (公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

### (委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を利用するようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。

### (利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

(1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。  
(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年芦原町条例第12号）、金津町公民館条例（昭和29年金津町条例第25号）、芦原町公民館使用条例（昭和38年芦原町条例第21号）又は金津町公民館使用料徴収条例（昭和31年金津町条例第10号）の規定に基づきな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則（平成27年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

| 区分       | 公民館室名等          |                                      | 1時間当たりの使用料    |
|----------|-----------------|--------------------------------------|---------------|
| ホール・集会室等 | 中央公民館 大ホール      | 会議のとき                                | 400円<br>(520) |
|          |                 | 展示・演芸会のとき                            | 600<br>(780)  |
|          | 中央公民館 レクリエーション室 |                                      | 250<br>(320)  |
|          | 中央公民館           | 多目的ホール                               | 300           |
|          | 伊井公民館           | 多目的ホール                               | (390)         |
|          | 坪江公民館           | 多目的ホール                               |               |
|          | 剣岳公民館           | 多目的大ホール                              |               |
|          | 細呂木公民館          | 小講堂                                  |               |
|          | 湯のまち公民館         | 集会室・多目的ホール                           |               |
|          | 本荘公民館           | 大ホール                                 |               |
| 会議室等     | 中央公民館           | 学習室・第3会議室・音楽室                        | 200           |
|          |                 | 学習室                                  | (260)         |
|          |                 | 小会議室・創作室                             |               |
|          |                 | 小和室・会議室                              |               |
|          |                 | 資料室・図書室                              |               |
|          |                 | 小和室・図書室                              |               |
|          |                 | 洋会議室・洋研修室・第1会議室・<br>第2会議室・第3会議室・視聴覚室 |               |
|          |                 | 第1会議室・第2会議室                          |               |
|          | 北潟公民館           | 会議室・研修室                              |               |
|          | 中央公民館           | 和室                                   | 250           |
|          | 伊井公民館           | 和室                                   | (320)         |
|          | 坪江公民館           | 和室                                   |               |
|          | 剣岳公民館           | 和室                                   |               |
|          | 細呂木公民館          | 工作室・和室                               |               |
|          | 吉崎公民館           | 大和室                                  |               |
|          | 湯のまち公民館         | 工芸室・和室                               |               |

|         |   |                   |
|---------|---|-------------------|
|         | 本荘公民館 和室  |                   |
|         | 中央公民館 第1会議室・第2会議室                                     | 300<br>(390)      |
| 調理（実習）室 | 伊井公民館・坪江公民館・剱岳公民館・細呂木公民館<br>吉崎公民館・湯のまち公民館・北潟公民館・本荘公民館 | 300<br>(390)      |
| 体育館・講堂  | 伊井公民館・坪江公民館・剱岳公民館・細呂木公民館                              | 400               |
| 備品      | 電気窓   | 電気料に相当する額で市長が定める額 |

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、( )内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

# ○あわら市公民館条例施行規則

平成16年3月1日

教育委員会規則第24号

改正 平成21年3月26日教育委員会規則第7号

平成25年3月29日教育委員会規則第1号

平成27年3月27日教育委員会規則第5号

## (趣旨)

第1条 この規則は、あわら市公民館条例（平成16年あわら市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときには、これを変更することができる。

## (休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める日を除く。）

## (審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

## (委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (審議会の会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (利用許可申請)

第7条 条例第4条の規定により公民館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は公民館利用許可申請書（様式第1号）を、許可内容の変更承認を受けようとする者は公民館利用変更承認申請書（様式第2号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、公民館利用許可書（様式第3号）又は公民館利用変更承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

## (使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 使用料相当額
- (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 使用料相当額
- (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 使用料相当額
- (4) 文化研修活動を行う市民による団体又は市民であつて教育委員会が認めるものが利用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

- (6) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の納入）

第9条 使用料は、利用の開始前に、あわら市が発行する納入通知書により、納入しなければならない。  
（目的外の利用禁止）

第10条 公民館の利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用してはならない。これに違反したときは、教育委員会は、この利用を制限し、又は許可を取り消すものとする。  
（使用料の還付手続）

第11条 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して3日以内に使用料還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。  
（利用者の責務）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 利用許可を受けた設備及び備品以外のものは使用しないこと。
- (3) 公民館又はその敷地内において、寄附金品の徴収、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 火災、盗難など事故の発生防止の留意すること。
- (5) 前各号のほか、利用許可に際して付された条件及び教育委員会の指示に従うこと。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する

## 平成28年度 公民館事業報告

公民館の基幹業務として、定期教室、単発講座、イベント事業等を行っている。

定期教室では、運動や音楽、書道、茶道など幅広い分野で開講することができ、受講生の増加も見られた。単発講座やイベント事業等では、若い世代の利用増を目標として、子どもを対象としたイベントの開催に力を入れた。

自立的な活動を行っている自主クラブに対しては、活動場所の確保や活動成果の発表の場となるイベント事業の開催など、活動や広報の支援を行った。

### 1 定期教室

| 公民館名 | 教 室 名            | 曜 日      | 回数  | 延受講者数  | 備 考 |
|------|------------------|----------|-----|--------|-----|
| 中 央  | 初めてのフラダンス        | 第1・第3火曜日 | 20  | 61人    |     |
|      | 日常英会話基礎①         | 毎週金曜日    | 11  | 89人    |     |
|      | 日常英会話基礎②         | 毎週金曜日    | 11  | 86人    |     |
|      | 楽しい！こうみんカラオケ     | 第2・第4月曜日 | 22  | 180人   |     |
|      | ITよろず相談          | 第3木曜日    | 7   | 33人    |     |
| 伊 井  | 活き活き健康体操         | 第2・第4火曜日 | 22  | 236人   |     |
|      | 大人の書道教室          | 第1・第3月曜日 | 22  | 173人   |     |
|      | 食育講座             | 第3金曜日    | 11  | 95人    |     |
| 坪 江  | ペン習字             | 第1・第3木曜日 | 22  | 187人   |     |
|      | パソコン初級           | 第2・第3木曜日 | 22  | 445人   |     |
|      | 健康体操             | 第1・第3金曜日 | 22  | 311人   |     |
|      | デッサン             | 第2・第4金曜日 | 22  | 211人   |     |
|      | ペーパークラフト         | 第4木曜日    | 6   | 72人    |     |
| 劍 岳  | ゆるふわ健康教室         | 第1・第3火曜日 | 22  | 227人   |     |
|      | 気持ちスッキリ教室        | 第2・第4火曜日 | 22  | 237人   |     |
|      | パッチワーク教室         | 第1・第3火曜日 | 22  | 148人   |     |
| 細呂木  | ペン字・細字           | 第2・第4金曜日 | 22  | 216人   |     |
|      | クラフトテープ          | 第2・第4月曜日 | 22  | 129人   |     |
|      | 細呂木民踊クラブ         | 第2・第4金曜日 | 22  | 151人   |     |
|      | ほやほや料理教室         | 第3木曜日    | 11  | 96人    |     |
|      | 競技かるた            | 第3金曜日    | 10  | 103人   |     |
| 吉 崎  | 吉崎3B体操クラブ        | 第1・第3水曜日 | 22  | 162人   |     |
| 湯のまち | 代謝アップストレッチ教室     | 第3水曜日    | 11  | 62人    |     |
|      | たのしく歌おう(童謡)教室    | 第2金曜日    | 10  | 97人    |     |
| 本 荘  | 楽らく健康体操          | 第1・第3木曜日 | 23  | 233人   |     |
|      | ゲビンデクラフト         | 第2火曜日    | 11  | 91人    |     |
|      | フラワーアレンジメント      | 第2水曜日    | 10  | 147人   |     |
|      | 家族がよろこぶマクロビオティック | 第2火曜日    | 11  | 146人   |     |
|      | 着物リメイク           | 不定期      | 6   | 40人    |     |
| 北 濁  | 書を楽しむ教室          | 第2・第4水曜日 | 22  | 166人   |     |
|      | 煎茶道と礼法教室         | 第1・第3月曜日 | 22  | 101人   |     |
|      | クラフトバンド手作りバック教室  | 第2・第4金曜日 | 12  | 82人    |     |
|      | 花を楽しむ教室          | 隔月第3火曜日  | 6   | 32人    |     |
| 計    | 33 教室            |          | 539 | 4,845人 |     |

網掛けは子ども対象の教室(親子含む)

2 単発講座

| 公民館名 | 講 座 名                | 開催日            | 受講者数 | 備 考   |
|------|----------------------|----------------|------|-------|
| 中 央  | 蓮如さんかるた              | 平成28年6月11日(土)  | 30人  |       |
|      | 中央子どもクラブ『ディスクドッヂ大会』  | 平成28年8月25日(木)  | 60人  |       |
|      | かんたん！ハーブ石鹼作り         | 平成29年11月25日(土) | 16人  |       |
|      | デコバージュでかざるランプシェードづくり | 平成29年2月18日(土)  | 38人  | 午前、午後 |
| 伊 井  | 菊作り                  | 平成28年6月13日(月)  | 21人  |       |
|      | ホウ酸ダンゴ(ごきぶり)         | 平成28年6月16日(木)  | 8人   |       |
|      | ハーブ石鹼作り              | 平成28年9月29日(木)  | 13人  |       |
|      | 朗読劇                  | 平成28年10月14日(金) | 22人  |       |
|      | やさしい防災教室             | 平成28年11月12日(土) | 26人  |       |
|      | 手芸教室                 | 平成29年2月24日(金)  | 12人  |       |
|      | さつき盆栽教室              | 平成29年3月7日(火)   | 10人  |       |
|      | さぎ草植え替え教室            | 平成29年3月29日(水)  | 23人  |       |
| 坪 江  | ふるさと講座               | 平成28年5月8日(日)   | 40人  |       |
|      | こけ玉作り                | 平成28年6月21日(火)  | 17人  |       |
|      | 廃油でせっけん作り            | 平成28年10月31日(月) | 10人  |       |
|      | 伝承料理                 | 平成28年11月13日(日) | 17人  |       |
|      | 簡単おせち                | 平成28年12月3日(土)  | 12人  |       |
|      | 冬の寄せ植え               | 平成28年12月6日(火)  | 17人  |       |
|      | ハーブ洗顔石けん作り           | 平成29年1月24日(火)  | 16人  |       |
|      | ポシェット作り              | 平成29年2月14日(火)  | 12人  |       |
|      |                      | 平成29年2月28日(火)  | 12人  |       |
| 劍 岳  | 生き生き長寿祭講演会           | 平成28年6月26日(日)  | 70人  |       |
|      | ハーブ石鹼教室              | 平成28年7月16日(土)  | 13人  |       |
|      | 絵画教室                 | 平成28年8月3日(水)   | 11人  |       |
|      | 手打ち蕎麦教室              | 平成29年1月22日(日)  | 9人   |       |
|      | クラフトテープ教室            | 平成28年10月28日(金) | 8人   |       |
|      |                      | 平成28年11月4日(金)  | 8人   |       |
|      | 寄せ植え教室               | 平成28年12月18日(日) | 9人   |       |
| 細呂木  | かるた体験教室              | 平成28年4月23日(土)  | 20人  |       |
|      | ハーブ寄せ植え講座            | 平成28年6月8日(水)   | 14人  |       |
|      | カンタケ栽培講習会            | 平成28年11月30日(水) | 13人  |       |
|      | 親子そば打ち教室             | 平成28年12月25日(日) | 54人  |       |
|      | しらさぎ草を楽しもう           | 平成29年3月30日(木)  | 25人  |       |
| 湯のまち | プリザーブドフラワー教室         | 平成28年4月27日(水)  | 6人   |       |
|      | 自然エネルギー体験教室「風車発電」    | 平成28年8月4日(木)   | 15人  |       |
|      | カンタケ教室               | 平成28年11月22日(火) | 15人  |       |
|      | クレイクラフト 千支作り(酉)      | 平成28年11月28日(月) | 14人  |       |
|      | お正月向け寄せ植え教室          | 平成28年12月13日(火) | 19人  |       |
| 本 莊  | クレイクラフト              | 平成28年5月13日(金)  | 13人  |       |
|      | おもちゃの広場              | 平成28年7月4日(月)   | 22人  |       |
|      | 男の料理教室(焼きそば)         | 平成28年7月5日(火)   | 11人  |       |
|      | あんどん作り               | 平成28年7月19日(火)  | 13人  |       |
|      | 児童クラブ料理教室            | 平成28年8月10日(水)  | 56人  |       |
|      | 虹色サンド作り              | 平成28年8月23日(火)  | 20人  |       |
|      | 男の料理(餃子)             | 平成28年10月4日(火)  | 11人  |       |

| 公民館名 | 講 座 名                  | 開催日            | 受講者数   | 備 考 |
|------|------------------------|----------------|--------|-----|
| 本 莊  | ハーブ匂袋作り                | 平成28年10月23日(日) | 49人    |     |
|      | 男の料理(ピザ)               | 平成28年11月22日(火) | 9人     |     |
|      | 冬の寄せ植え                 | 平成28年12月14日(水) | 15人    |     |
|      | クリスマスケーキ作り             | 平成28年12月20日(火) | 37人    |     |
|      | 和紙で遊ぼう                 | 平成29年1月28日(土)  | 30人    |     |
|      | 男の料理教室(ビーフステーキ作り)      | 平成29年2月22日(水)  | 9人     |     |
|      | 原木シイタケ駒打ち体験            | 平成29年2月28日(火)  | 21人    |     |
|      | 親子教室(手作りみそ)            | 平成29年3月18日(土)  | 23人    |     |
| 北 濁  | 歴史探訪 “八雲神社を散策しませんか?”   | 平成28年7月2日(土)   | 15人    |     |
|      | クレイクラフト(焼かない粘土)でバラの花作り | 平成28年9月18日(日)  | 11人    |     |
|      | 浜街道を散策しよう！             | 平成28年11月12日(土) | 13人    |     |
|      | しめ縄作り教室                | 平成28年12月26日(月) | 9人     |     |
|      | 魚さばき教室                 | 平成29年1月14日(土)  | 16人    |     |
|      | 木工教室                   | 平成29年2月19日(日)  | 28人    |     |
| 計    | 55 教室 延 60 回           |                | 1,186人 |     |

網掛けは子ども対象の講座(親子含む)

### 3 イベント事業

| 公民館名 | 事 業 名            | 開催日            | 参加人数   | 備 考 |
|------|------------------|----------------|--------|-----|
| 伊 井  | 第36回伊井さつきまつり     | 平成28年5月29日(日)  | 950人   |     |
| 吉 崎  | 第35回吉崎湖畔のタベ・夏まつり | 平成28年7月23日(土)  | 500人   |     |
| 本 莊  | 第15回音楽のつどい       | 平成28年7月31日(日)  | 180人   |     |
| 坪 江  | 第39回坪江ふるさと祭      | 平成28年10月9日(日)  | 1,000人 |     |
| 細呂木  | 第37回細呂木ふれあい祭     | 平成28年10月30日(日) | 1,000人 |     |
| 本 莊  | 第31回本荘ふるさとまつり    | 平成28年10月22日(土) | 20人    |     |
|      |                  | 平成28年10月23日(日) | 800人   |     |
| 北 濁  | 第32回北濁公民館まつり     | 平成28年10月23日(日) | 500人   |     |
| 湯のまち | 第13回湯のまち公民館まつり   | 平成28年11月12日(土) | 70人    |     |
|      |                  | 平成28年11月13日(日) | 640人   |     |
| 剣 岳  | 第35回剣岳かりんて祭      | 平成28年11月23日(水) | 2,000人 |     |
| 本 莊  | 第10回新春豆まき祭       | 平成29年1月28日(土)  | 250人   |     |
| 中 央  | 第9回ほのぼの展         | 平成29年2月18日(土)  | 100人   |     |
|      |                  | 平成29年2月19日(日)  | 400人   |     |
| 計    | 11 回             |                | 8,410人 |     |

### 4 自主クラブ（自主活動団体）

| 公民館名 | クラブ数               | 延実施数   | 延参加者数   | 備 考 |
|------|--------------------|--------|---------|-----|
| 中 央  | 金津民踊クラブ 他37クラブ     | 1,198回 | 12,691人 |     |
| 伊 井  | ケアビクス 他16クラブ       | 473回   | 3,804人  |     |
| 坪 江  | ガラスとんぼ玉 他11クラブ     | 238回   | 2,011人  |     |
| 剣 岳  | 大正琴 他4クラブ          | 201回   | 2,211人  |     |
| 細呂木  | グラウンドゴルフ 他17クラブ    | 678回   | 6,515人  |     |
| 吉 崎  | カラオケクラブ 他1クラブ      | 30回    | 229人    |     |
| 湯のまち | 芦原陶芸クラブ 他38クラブ     | 1,131回 | 8,105人  |     |
| 本 莊  | 皇風煎茶クラブ 他16クラブ     | 481回   | 3,513人  |     |
| 北 濁  | フラワー アレンジメント 他5クラブ | 119回   | 1,068人  |     |
| 計    | 154クラブ             | 4,549回 | 40,147人 |     |

## 平成29年度 公民館事業計画

### 1 定期教室

| 公民館名 | 教 室 名       | 曜 日      | 回数  | 受講者数 | 備 考   |
|------|-------------|----------|-----|------|-------|
| 中 央  | 日常英会話       | 第2・第4金曜日 | 22  | 15人  |       |
|      | こうみんカラオケ    | 第2・第4月曜日 | 22  | 13人  |       |
|      | ロコモ体操1.2.3  | 第1・第3木曜日 | 22  | 19人  |       |
| 伊 井  | 活き活き健康体操    | 第2・第4火曜日 | 22  | 11人  |       |
|      | 大人の書道       | 第1・第3月曜日 | 22  | 10人  |       |
|      | 食育          | 第3金曜日    | 11  | 10人  |       |
|      | 朗読劇         | 第2・第4金曜日 | 22  | 10人  |       |
| 坪 江  | ペン習字        | 第1・第3木曜日 | 22  | 10人  |       |
|      | デッサン        | 第2・第4金曜日 | 22  | 11人  |       |
|      | クラフトテープ     | 第2・第4木曜日 | 22  | 7人   |       |
|      | パッチワーク      | 第2火曜日    | 11  | 6人   |       |
| 劍 岳  | ゆるふわ健康体操    | 第1・第3火曜日 | 22  | 13人  |       |
|      | 気持ちスッキリ体操   | 第2・第4火曜日 | 22  | 14人  |       |
|      | パッチワーク      | 第1・第3火曜日 | 22  | 7人   |       |
|      | クラフトテープ     | 第1・第3木曜日 | 6   | 8人   | 6月～8月 |
| 細呂木  | ペン字・細字      | 第2・第4金曜日 | 22  | 11人  |       |
|      | クラフトテープ     | 第2・第4月曜日 | 22  | 5人   |       |
|      | ほやほや料理      | 第3木曜日    | 11  | 8人   |       |
|      | 競技かるた       | 第1・第3金曜日 | 22  | 11人  |       |
| 吉 崎  | 吉崎3B体操      | 第1・第3水曜日 | 22  | 8人   |       |
| 湯のまち | 代謝アップストレッチ  | 第3水曜日    | 11  | 9人   |       |
|      | たのしく歌おう     | 第2金曜日    | 11  | 14人  |       |
|      | ちりめん細工      | 第2月曜日    | 11  | 8人   |       |
| 本 莊  | 楽らく健康体操     | 第1・第3木曜日 | 22  | 14人  |       |
|      | ハーブ＆アロマ     | 第2火曜日    | 11  | 9人   |       |
|      | フラワーアレンジメント | 第2水曜日    | 11  | 18人  |       |
|      | パソコン入門      | 第2・第4水曜日 | 22  | 9人   |       |
| 北 鴻  | 書を楽しむ       | 第2・第4水曜日 | 22  | 11人  |       |
|      | 煎茶道と礼法      | 第1・第3月曜日 | 22  | 5人   |       |
|      | クラフトテープ     | 第2金曜日    | 11  | 7人   |       |
|      | 花を楽しむ       | 隔月第3火曜日  | 6   | 12人  |       |
| 計    | 31 教室       |          | 545 | 323人 |       |

### 2 イベント事業

| 公民館名 | 事 業 名            | 開催日            | 備 考 |
|------|------------------|----------------|-----|
| 伊 井  | 第37回伊井さつきまつり     | 平成29年5月28日(日)  |     |
| 吉 崎  | 第36回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり | 平成29年7月22日(土)  |     |
| 本 莊  | 第16回音楽のつどい       | 平成29年7月22日(土)  |     |
| 坪 江  | 第40回坪江ふるさと祭      | 平成29年10月8日(日)  |     |
| 本 莊  | 第32回本荘ふるさとまつり    | 平成29年10月21日(土) |     |
|      |                  | 平成29年10月22日(日) |     |
| 北 鴻  | 第33回北鴻公民館まつり     | 平成29年10月22日(日) |     |

| 公民館名 | 事業名            | 開催日            | 備考 |
|------|----------------|----------------|----|
| 細呂木  | 第38回細呂木ふれあい祭   | 平成29年10月29日(日) |    |
| 湯のまち | 第14回湯のまち公民館まつり | 平成29年11月18日(土) |    |
|      |                | 平成29年11月19日(日) |    |
| 剣岳   | 第36回剣岳かりんて祭    | 平成29年11月23日(木) |    |
| 本荘   | 第11回新春豆まき祭     | 平成30年2月3日(土)   |    |
| 中央   | 第10回ほのぼの展      | 平成30年2月17日(土)  |    |
|      |                | 平成30年2月18日(日)  |    |

